

2013年度
大阪府下市町村障害者と防災に関する
自治体アンケート 結果報告書

2014年4月29日

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

障害者にとっての防災課題検討会

<目次>

◇総論

1. はじめに … 2
2. 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」
及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた
取組指針」をもとにしたアンケートの結果の特徴 … 4
3. 全体を通して … 8

◇各論

1. 市町村要援護者防災マニュアルについて … 10
2. 避難訓練について … 13
3. 要援護者名簿（災害時避難行動要支援者名簿）について … 14
4. 避難所について … 19

◇資料

1. アンケート回答概要集計表 … 22
2. 2013年度アンケート用紙 … 30

<調査概要>

○調査方法 全市町村に対する郵送によるアンケート調査

○調査対象日 2013年9月1日

○有効回答数 43（全市町村）

I 総論

1. はじめに

2011年3月の東日本大震災の被害は極めて甚大なものであった。その後も、各地で様々な災害が発生し、大きな被害、犠牲がでていいる。加えて、この間は南海トラフ地震の危険性が指摘され、大阪でもその対応が喫緊の課題となり始めている。

この間我々は、1995年1月の阪神淡路大震災の教訓も踏まえ、障害者をはじめとする災害時要援護者にかかる防災課題に関わって必要な対応を行政に求めてきたが、不安が未だ解消されないまま今日に至っている。

そこで一昨年、あらためて、障害者にとっての防災の課題を具体的に明らかにし、いのちと暮らしへの安心を広げるための施策を整備・確立するとともに、①いまずぐに対応しなければならないこと、②中・長期的な視点で整備しなければならないこと、の2点について、課題や問題点を整理するために府下全市町村へのアンケートを実施した。

その報告は昨年二月に行っているが、今回のアンケート調査は、「質問事項の精査を行いつつ年一回程度の頻度で定期的にアンケートを実施することで、各自治体における要援護者への防災課題の進捗を把握し、障害者や家族・関係者や行政、障害者団体の果たすべき役割と課題を検討し、幅広い人々に発信していきたい」と報告で述べた趣旨に基づき実施したものである。

昨年のアンケート実施時点から国の災害対策に大きな変化があった。

その一つは、災害対策基本法の改正である。

昨年6月に災害対策基本法等の一部を改正する法律が成立し、東北大震災発生当時の法的環境と比べると、①避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられ、②その作成方法も文言上は関係機関共有方式を推奨していると考えられ、③さらに、その名簿の発災時の運用についても本人の同意を得ずとも使用できるとされた。このことは、基本的には震災以前から推奨されてはいたものの、今般の震災の大きな犠牲の上によく「その地域に災害時に支援を必要とする方が、どこにいてどのような支援が必要なのか」を把握するスタートラインに、すべての市町村が立つことにつながったものといえる。

二つ目には、昨年8月に災対法改正に伴って「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が全面的に改正され「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」となった。旧「ガイドライン」の1ページ目には『要援護者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本（略）』と、太文字・アンダーラインで記載されていた。本来自助できない、できにくい人を対象とした「ガイドライン」において、まずは自助を強調することには大きな違和感があったが、「取組み指針」からは自助の文言は消えている。

「取組み指針」においては、名簿の作成やその運用、更新などについて具体的に記述

されていたり、事前からの災害対策に当事者の参加を促すなど、大きな変化が見られる。しかし、例えば、自治体によっては名簿の作成やその更新を行う人材等に苦慮するところもあると思われるが、財政的な裏付けが見られない中では市町村の力量如何によってその質に違いが出て、その先にある個別計画など具体的な支援の中身に影響すると思われる。指針の指摘が「絵に描いた餅」にならないような措置を願いたい。

また、「取り組み指針」と併せて「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」も出されている。これまでも2008年10月に「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」が出されてはいたが、その中の「福祉避難所の対象となる者について」には、「身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者であること。（略）なお、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであるので原則として福祉避難所の対象とはしていない。」とあり、障害の程度が重度の人は対象としていないことが記述されていた。

新しい「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」は、基本的には福祉避難所も含めた避難所に関わっての指針であり、福祉避難所のことだけが書かれているわけではないが、まずは、一般の避難所において障害のある人など、配慮が必要な人に対して、一定の対応ができるように整備を進めていくことが求められている。

例えば、「避難所の組織体制と応援体制の整備」には、「平常時から市町村の（略）関係部局が中心となり、（略）協力して、「避難所運営準備会議（仮称）」を開催し、要介護高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等（以下「要配慮者」という。）や在宅者への支援も視野に入れて連携し、災害時の対応や役割分担などについて決めておくこと。」と記載され、さらに「訓練の実施」には「様々な要配慮者の特性と、それに応じた接し方について、避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修を実施すること。」とある。

また、避難所のハード面についても「指定避難所の指定」には、「生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。」とし、そのバリアフリー化に当たっては、「指定避難所となる施設の整備について」において、「平常時より、避難所として指定する施設をバリアフリー化等しておくことが望ましいこと。その際、防災・安全交付金や耐震対策緊急促進事業により、その工事費を国費により補助する等の支援が講じられているので、その活用等も検討すること。」として、財政的な裏付けが記述されているなど、一般の避難所そのものに障害のある人などへの一定の配慮がなされる可能性が伺える。

併せて「福祉避難所の整備」において、「（略）都道府県又はその委任を受けた市町村が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人の要配慮者に1人の生活相談職員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、

日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができる。」として、一定の財政的な裏付けが記述されているが、この指針の中ではこれら以外に財政的な裏付けは見あらず、こちらも、「絵」は描いたが、あとは市町村任せになってしまう危惧を感じる。具体的に災対法、各指針に基づいた施策が具体的に実施されるよう、また、指針の中にも何度も記述されている当事者参加により進んでいくように今後も取り組みを進めていく必要があると考える。

この調査は、障害者にとっての防災の課題を具体的に明らかにし、いのちと暮らしへの安心を広げるための施策を整備・確立するとともに、一昨年の調査に引き続き、①いまずぐに対応しなければならないこと、②中・長期的な視点で整備しなければならないこと、の2点について、課題や問題点を整備することを目的に府下全市町村への「アンケート方式」により実施したものである。今後も、法の改正や指針を受けてより具体的に各市町村の進捗状況を確認、必要に応じて積極的に提案を行っていくための材料ともなるものであり、継続して行っていく必要があると考えている。

お忙しい中、アンケートにご回答いただいた府下全市町村の担当に感謝申し上げますとともに、この分野での施策の発展・拡充に今後ともご尽力いただくよう、心よりお願いする次第である。

2. 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」をもとにしたアンケートの結果の特徴

今回のアンケート項目は「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、取り組み指針）」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を反映して作成されたものではないが、現在、両「取り組み指針」が避難行動要支援者の対策の柱になっており、今後の対応を検討する上でも重要かと思われるため、両「取り組み指針」の流れを参考にしながらアンケートの結果を概観したい。

A 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」

第I部 改正災対法に基づき取り組む必要がある事項

第1 全体計画・地域防災計画の策定

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、取り組み指針）」においては、第一に全体計画・地域防災計画の策定が位置づけられている。その中には、改正災害対策基本法（以下災対法）に「（略）避難行動要支援者について避難の支援、安否の確

認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（略）を実施するための基礎とする名簿（（略）「避難行動要支援者名簿」）を作成しておかなければならない。」とあるように、名簿作成の義務化を前提としたうえで、「市町村においては、まず、当該地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めることとした。

その上で、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として、従来の全体計画を位置付け、策定することが適当である。」とあり、名簿の作成と地域の災害特性が重視されている。

アンケートにおいては、全体計画・地域防災計画の一つの出口である「要援護者防災マニュアル」について質問をしているが、作成済みのところ及び、作成中のところが23カ所であり、府下約半数が要援護者防災マニュアルを持っている。防災マニュアルは、行政の防災計画等を当事者・関係者に具体化して理解を広げ、それぞれをつなぐものと言えるがその整備が半数にとどまっていることは、具体化や関係者をつなぐことが十分にできていない結果ではないかと考える。また、その作成に当たって当事者参加がなされたところは、パブリックコメント（1市）を含めて5市と限られる。取り組み指針にて強調されている当事者参加は今後の大きな課題と考える。

また、取り組み指針の第Ⅱ部において防災訓練の項があるが、その中に、「さらに、避難行動要支援者も参加した防災訓練を実施する際、発災時に避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、防災に関するパンフレット等を点字訳や拡大文字、音声等でも提供すること、分かりやすい内容で作成することなど、避難行動要支援者一人一人の防災意識を高めることが適切である。」としており、防災マニュアルに類するものの作成を推奨している。

第2 避難行動要支援者名簿の作成等

33カ所が作成済みもしくは作成中であるが、昨年9月時点で検討中のところが10カ所ある。法により名簿作成は義務化されたため、早急に作成されることをお願いしたい。

また、その名簿の作成方法であるが、16カ所が手上げ方式のみのところであり、13カ所が同意方式のみもしくは手上げ、同意両方式である。6カ所が関係機関共有方式を採用している。手上げ方式のところには名簿記載人数が数十人のところもあり、実態を反映しているとはとうてい思えず、今後、災対法が推奨する関係機関共有方式による名簿作成に切り替えていくことについて検討していく必要があると思われる。また、名簿の更新も重要であるが、更新が未定のところも多くある。また、取り組み指針ではバックアップについても記載されているが、今後その確認も行っていく必要があると思われる。

第3 発災時における避難行動要支援者名簿の活用

名簿があっても実際の発災時に活かされなければ意味がない。東日本大震災時には発災後約1ヶ月後に福島県南相馬市のみが名簿の開示を行ったがそのことにより、自宅での避

難を余儀なくされていた障害のある方、その家族を訪問することができ、餓死寸前であった方も含め多くの命を救ったと言われる。しかし、本来は発災当初から活かされるべきであるし、法の改正により、その開示が可能となっている。

しかし、本アンケートにおいては、原則開示するとしたところが10カ所あったが、個人情報であること等を理由に開示しないと答えたところが10カ所、未定が18カ所であった。この点についても今後の課題としたい。

取り組み指針には、避難準備情報等の発令・伝達やその伝達方法、避難行動支援者の避難支援や名簿提供不同意の方に対しての対応、安否確認について等が続くが、こちらも、今後の課題としたい。

第Ⅱ部 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項

第4 個別計画の策定

ここには「災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、（略）平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定することが望まれる。（下線筆者）」とあり、個別計画の策定をすすめることと、それに当たっては当事者と具体的な打ち合わせを行うことが推奨されている。同じ地域、同じ障害でも、個人個人違いがあり、個別計画の策定はある意味当然ではあるが、現状では自分の個別計画があるとする当事者の方は限られ、さらに、すべての名簿記載者の個人計画を策定することは時間も人もかなり必要とされることは想像に難くない。その財政的な裏付けも含め、具体的に進むよう注視したい。

ここには防災訓練についても記載されており、「防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくことが適切である。」としている。

アンケートでは26カ所が何らかの形で当事者の参加があるとするが、積極的な参加の呼びかけはまだまだ少ないようであり、個別計画の有無にもよると考えるが、意識的に避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加がなされ、訓練がなされているところは確認できていない。実際の発災時にはこの連携が重要であると思われる。名簿の作成から、そこに至るまで、各自治体でつなげていくことが必要であるとする。

B 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた 取組指針」

先述のようにこちらの取り組み指針は、一般の避難所及び福祉避難所及び、避難所に避難できなかつた方も含めての避難時の生活環境についての指針である。

この指針は、東日本大震災において、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・

悪化、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等が避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされることも少なくなかったこと、そして、ライフラインが途絶し、食料等も不足する中、支援物資の到着や分配に係る情報など必要な情報が在宅の避難者には知らされず、支援物資が在宅の避難者に行き渡らないことが多かった等の教訓と合わせ、災対法の改正により、避難所以外の場所に滞在する被災者への配慮が明記されたこと等から作成されている。

先述のように、一般の避難所において、一定の障害のある方をはじめとした要配慮者（この指針においては基本的に要配慮者としている）を受け入れることを前提としている。そのため、「様々な要配慮者の特性と、それに応じた接し方について、避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修を実施すること。」や「生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。」や学校も含め、トイレも含めたバリアフリー化の検討を求め、整備に当たっては補助制度の活用も促している。

しかし、本アンケートにおいては、100カ所以上の避難所がある市において、1カ所も車いす用トイレの整備がなされていないと回答されたところもあるなど、バリアフリー化が十分に進んでいるとはいえない状況である。また、その避難所の中に一定配慮された福祉避難室の設置の有無を訪ねたが、設置予定としたところが8カ所であった。「要配慮者」を福祉避難所の設置だけでは対応できない状況は明らかである。その対応方法の一つとして、一般の避難所の中に福祉避難室を設置することは重要であろうと考えるが、「予定なし」とされたところが10カ所、「未定」が25カ所あった。今後はこの指針に記載されていることを頼りに「未定」もしくは「予定なし」の自治体の解消を目指すことが重要となっている。

福祉避難所については、「今後指定の予定」と答えた3市をのぞき指定を行っていた。しかし、定員が100人を超すところが多く、実際にどのような方を対象に、どのような避難生活をおくることができるのか、よくわからない状況である。運営マニュアル未整備のところが大半であることも合わせ、各地域で避難生活時の具体的なイメージを持つことができるようにしていくことを今後の課題としたい。

また、福祉避難所の情報については、指針において積極的に開示することと合わせ、一般の方に対しても、対象が限られている旨の情報を提示しておくように記載されているが、アンケートの集計の中でも、一般の人が福祉避難所に来ることを予想して非開示としている自治体もあった。実際の災害時にどのような状況になるのか不明ではあるが、事前に市民により広く福祉避難所の情報を提供しておくことが重要であろうと思われる。

3. 全体を通して

今回のアンケートの結果については、対策のスタートラインともいえる名簿の作成については、昨年度の29自治体から、作成中も含めると4自治体増の33自治体となったものの、未だに10市町は未作成の状態にある。また、その活用をするにあたり、発災時の名簿の開示については、昨年の6自治体から10自治体に増えた。しかし、「開示しない」と答えたところはまだ10自治体あり、「未定」が18自治体残っている。名簿の作成の義務化や、発災時の名簿の開示の基本的な考え方が改正災対法にて示された後のアンケートであるにもかかわらず、その内容が反映されていない状況を改善することは喫緊の課題である。

他も含め、昨年の結果と比して大きく前進したとは言い難いが、この間の国の障害のある人に対する防災対策の変化として、多くの犠牲の上にできたといえる災対法の改正、2つの「取り組み指針」を今後の「ものさし」の一つとして依拠しながら、大阪府そして、各自治体にて具体的にそれぞれが発災時にどうすればよいのかイメージでき、実際の行動につながり、その後の避難生活を満足いかなないまでも安心しておくことができるよう、そしてその結果として、障害の状況の悪化などが起こらず、自分の人生を再建できるようにつなげていかなければならないと考える。

両「取り組み指針」については、財政的な裏付けが乏しく、このままでは画餅になる恐れもある。実際にこのアンケートにおいても、例えば障害のある人の災害対策の出発点とも言える名簿において、財政規模の小さい行政の整備状況が遅れている状況があり、改正災対法、及び、取り組み指針の内容が、画餅ではなく、ナショナルミニマムの災害対策となるよう何らかの財政処置が求められる。

加えて、昨年「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が改正されたが、施設の高台移転への補助等はあるものの、財政的な裏付けを伴った障害のある人へ対策は見えてこない。

しかし、その一方で、200兆円が動くと言われる「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化法）」が成立している。

3. 11においての障害のある人の死亡率が2倍であった事実を踏まえ、その命を守ることに直結する形での運用を心より願いたい。

南海トラフ地震の発生を含め、災害は次の瞬間に起こる可能性もある。その意味では、我々自身も「今しなければならぬこと」があるのではないかと考える。

これまでに行ってきたことも含め、災害対策や防災の学習、何らかの避難訓練、防災訓練等具体的な体験の積み重ねと、今回のようなアンケートを今後も繰り返し実施して現状を把握して、それを各地域に返し、各地域で行政への働きかけも含め、具体的な発災時、

その後の有り様にたいして、個々が具体的なイメージを持つことができるようにつなげていくことが重要である。

東北のあるまちでは、津波により多くの犠牲が出たが、繰り返し防災学習や避難訓練を重ねていた小中学生のうち、学校管理下になかった数人をのぞき、犠牲者がなかったという。

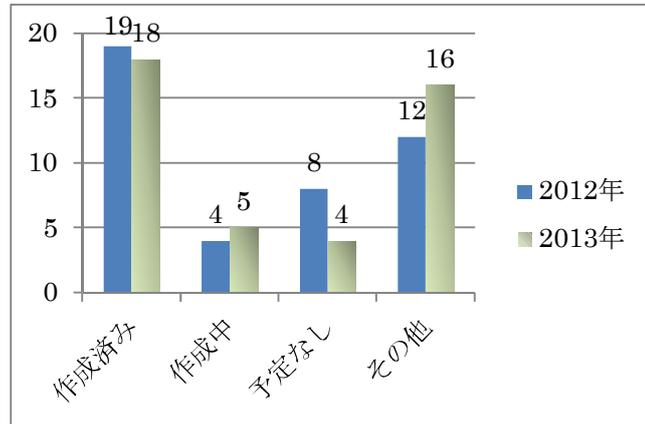
災害は非日常ではあるが、起こるのは日常である。障害があるから「あきらめる」のではなく、何よりも大切な命を守るため、どうすればよいのかを、地域特性も踏まえ、具体的な体験も含めた様々な備えを、行政はもちろん一人ひとりが様々なレベルで積み上げていく必要があると考える。

II 各論

1. 市町村要援護者防災マニュアルについて

① 作成状況

マニュアル作成済み自治体数が昨年と比べ減少しているが、作成中を加えると昨年度と同数となる(23)ことや、「予定なし」が半数(8→4)になっていること、作成を終えているが今年度は見直さないということで「予定なし」としている自治体もある。これからのことから災害対策基本法の改正等をふまえ、新しく作成し直す等、積極的に取り組みをすすめる自治体が増えていると考えられる。



【要援護者マニュアル作成状況】

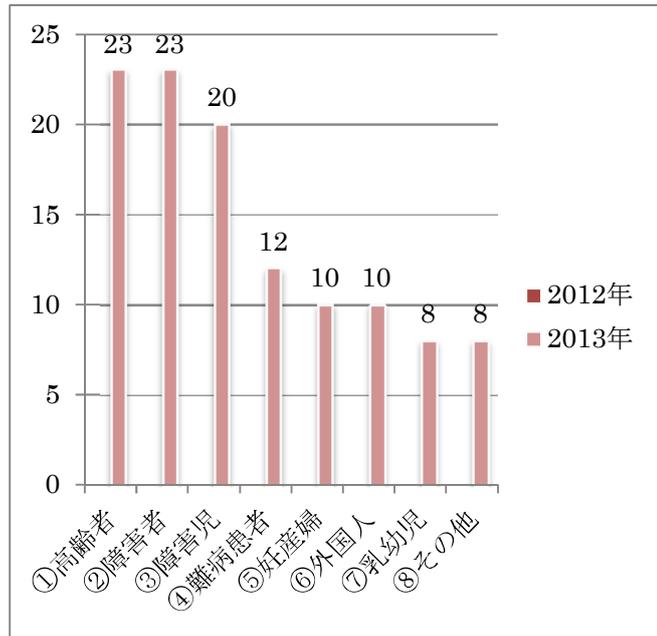
	自治体名	2012年		自治体名	2013年	
		数	割合		数	割合
作成済み	大阪市、堺市、豊能町、摂津市、交野市、守口市、東大阪市、高石市、岸和田市、熊取町、泉佐野市、岬町、松原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、富田林市、大阪狭山市、河内長野市	19	44%	大阪市、堺市、能勢町、豊能町、高槻市、摂津市、交野市、守口市、高石市、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、岬町、藤井寺市、富田林市、大阪狭山市、河内長野市	18	42%
作成中	能勢町、四条畷市、和泉市、泉南市、	4	9%	八尾市、柏原市、和泉市、泉南市、羽曳野市	5	12%
予定なし	池田市、豊中市、島本町、吹田市、寝屋川市、柏原市、貝塚市、河南町	8	19%	池田市、豊中市、吹田市、太子町	4	9%
その他	箕面市、茨木市、高槻市、枚方市、門真市、大東市、八尾市、泉大津市、忠岡町、田尻町、阪南市、千早赤阪村	12	28%	箕面市、茨木市、島本町、枚方市、寝屋川市、四条畷市門真市、大東市、東大阪市、泉大津市、忠岡町、田尻町、阪南市、松原市、河南市、千早赤阪村	16	37%

② 想定している対象者

今年度、新たに付け加えた質問項目である。どの自治体も高齢者・障害者を対象にしているが、それ以外の対象は、自治体によって差が生じている。

「⑤作成方法」でも触れることになるが、指針では障害種別に合わせた対応が求められている。計画作りの段階から、あらゆる障害を想定し当事者参加を求めていくことが重要であるが、各自治体ともまだ十分に取り組めていないと考えられる。

想定に幅を持たせ、あらゆる場合に対応できるようにする視点も重要である。また、対象者数の少ない要援護者の区分（カテゴリ）には大阪府等による広域的な対応の視点も重要となることが考えられる。

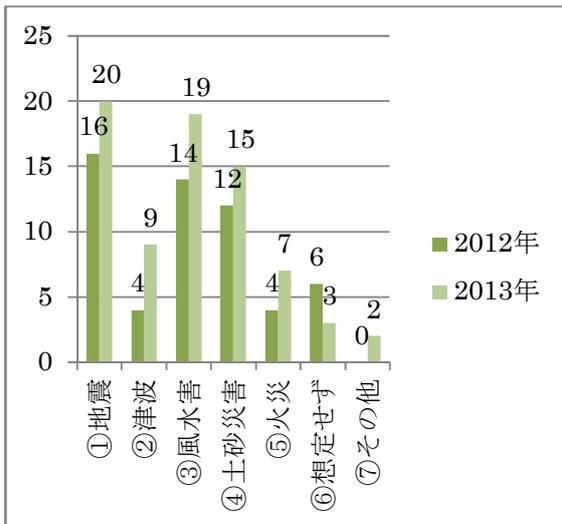


【想定している対象者】

	2013年	
	人数	割合
①高齢者	23	53%
②障害者	23	53%
③障害児	20	47%
④難病患者	12	28%
⑤妊産婦	10	23%
⑥外国人	10	23%
⑦乳幼児	8	19%
⑧その他	8	19%

③ 想定している災害

大阪府全体の被害想定が見直されたことなどから、それらの変更点を受けたものと考えられるが、想定災害のすべにおいて、昨年度のものから対象が拡大されている。

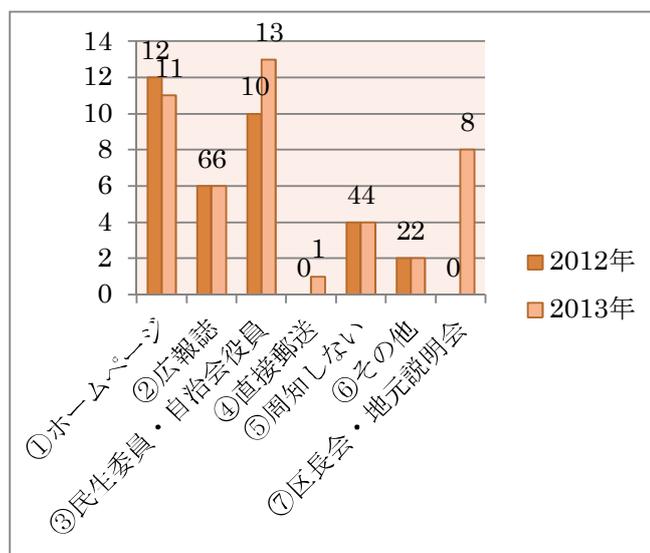


【想定している災害】

	2012年		2013年	
	人数	割合	人数	割合
①地震	16	37%	20	47%
②津波	4	9%	9	21%
③風水害	14	33%	19	44%
④土砂災害	12	28%	15	35%
⑤火災	4	9%	7	16%
⑥想定せず	6	14%	3	7%
⑦その他	0	0%	2	5%

④ 周知方法

周知方法は、具体的方法や実施方法とも、昨年度と比較してほとんど変わっていない。今年度新たに、「区長会・地元説明会」項目を設定したところ、8自治体で取り組んでいた。これは、民生委員・自治会役員を含め、要援護者の避難誘導の役割を担うであろう人たちに対して直接説明する機会として評価できる。また、1カ所のみであるが、直接対象者に郵送する自治体もうまれている。



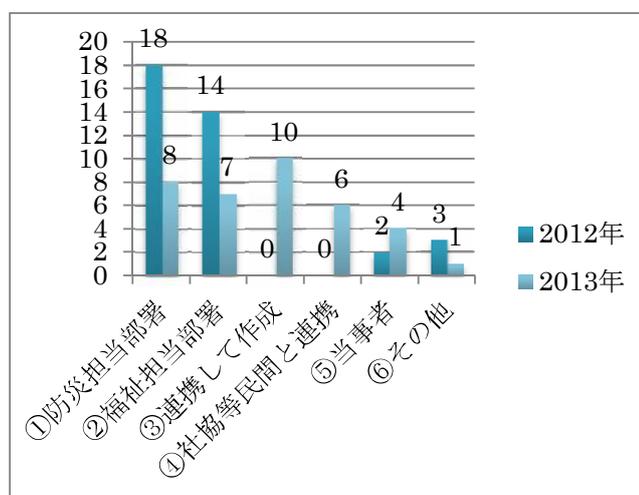
周知方法については、今後各自治体においてさらなる検討が必要と思われる。

【周知方法】

	2012年		2013年	
	数	割合	数	割合
① ホームページ	12	28%	11	26%
② 広報誌	6	14%	6	14%
③ 民生委員・自治会役員	10	23%	13	30%
④ 直接郵送	0	0%	1	2%
⑤ 周知しない	4	9%	4	9%
⑥ その他	2	5%	2	5%
⑦ 区長会・地元説明会	0	0%	8	19%

⑤ 作成方法

昨年度の調査で単独(防災のみ・福祉のみ)で作成した自治体が多かったが、今回の調査では連携しての作成が増えた(行政間のみならず社協等民間とも含めて)。この点は、多面的に要援護者をとらえて実効性のある計画に結びつくことにつながり評価できる。ただし、②で指摘したように当事者の参画が少なく(4自治体)、さらにこの数を増やしていくことが求められる。



【作成方法】

	2012年		2013年	
	件数	割合	件数	割合
①防災担当部署	18	42%	8	19%
②福祉担当部署	14	33%	7	16%
③連携して作成	0	0%	10	23%
④社協等民間と連携	0	0%	6	14%
⑤当事者	2	5%	4	9%
⑥その他	3	7%	1	2%

2. 避難訓練について

昨年度調査との比較で大きく変化しているのは、避難訓練実施単位で市町村レベルでの実施が際立って増えていることである。この間、南海トラフ巨大地震の被害想定等の見直しが行われる中で、町会等に避難訓練を任せるだけでなく、市町村としての責任を果たそうとする姿勢がうかがえる。

また、実態としては十分な把握されていないが、要援護者の避難訓練への参加や呼びかけも昨年度以上に増えていることも、上記との関連を推測することができる。

昨年度調査と同様に車いすやリヤカー等を使い、災害時要援護者避難訓練をシュミレーションしている自治体もあるが、避難訓練時に災害時要援護者安否確認実地訓練を行うなどして、要援護者の参加を促している自治体も増えている。

一方で、実際に災害時要援護者を巻き込んだ避難訓練の必要性を感じてはいるものの、けが等のリスクから、どのようにアプローチしていくのかを模索している状況も予想される。そのような中で、一歩前進させるために、マニュアル化を進めようとしている自治体もある。

【避難訓練実施単位】（複数回答）

実施単位	2012 年度調査		2013 年度調査	
	件数	割合	件数	割合
町会	16	37%	17	40%
連合町会	11	26%	10	23%
小学校区	9	21%	13	30%
中学校区	4	9%	2	5%
自主防災組織	6	14%	6	14%
市町村	3	7%	13	30%
その他	10	23%	2	5%

【想定災害】（複数回答）

想定災害の種類	2012年度調査		2013年度調査	
	件数	割合	件数	割合
地震	30	70%	34	79%
津波	10	23%	11	26%
風水害	11	26%	12	28%
土砂災害	7	16%	6	14%
火災	9	21%	8	19%
想定なし	2	5%	3	7%

【要援護者の参加状況】

	2012年度調査			2013年度調査		
	参加している	一部参加	不参加	参加している	一部参加	不参加
参加している	大阪市、能勢町、池田市、豊中市、高槻市、島本町、吹田市、枚方市、寝屋川市、東大阪市、高石市、泉大津市、忠岡町、貝塚市、阪南市、岬町、松原市、大阪狭山市、河内長野市	19	44%	大阪市、池田市、豊中市、茨木市、高槻市、吹田市、摂津市、枚方市、交野市、寝屋川市、門真市、大東市、東大阪市、八尾市、高石市、泉大津市、忠岡町、貝塚市、田尻町、阪南市、岬町、松原市、羽曳野市、千早赤阪村、大阪狭山市、河内長野市	26	60%
参加していない	豊能町、交野市、和泉市、河南町	4	9%	豊能町、島本町、和泉市、河南町	4	9%
わからない 未回答	堺市、箕面市、茨木市、摂津市、守口市、門真市、四条畷市、大東市、八尾市、柏原市、岸和田市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、千早赤阪村、富田林市	20	47%	堺市、能勢町、箕面市、守口市、四条畷市、柏原市、岸和田市、熊取町、泉佐野市、泉南市、藤井寺市、太子町、富田林市	13	30%

3. 要援護者名簿について

2012年度と2013年度の自治体アンケートを比較してみると、2013年4月に改正された災害対策基本法によって、関係機関共有方式での要援護者名簿の作成が推奨されていることにより、名簿整備について再検討している自治体が増えているものと思われる。また、障害者総合支援法の施行により、障害者の範囲に難病患者が入ったことで、対象者の範囲を広げた自治体が増えている事に注目したい。しかし、法改正に対して、いち

早く反応している自治体とそうでない自治体との温度差がかなりあるのも事実である。災害対策基本法の改正があったにもかかわらず、名簿の作成方法が、手上げ方式のみの自治体や開示しないと答えている自治体が相当数残されている。また、名簿の更新については「行わない」としている自治体もあり、災害発生時にかなりの混乱が予想される。平時にこそきちんとした名簿の作成と管理を心がけるとともに、作成にあたっては関係機関共有方式を採用するとともに開示を原則とすることを提言したい。

災害時に支援が必要な人たちの安否確認をし、命をつなぐための大切なツールであることを認識し、各自治体において早急に対策を講じる必要があると思われる。

①作成状況

災害対策基本法の改正に伴い、各自治体での対応が変化している。昨年度要援護者名簿を「作成済み」としていた自治体でも、名簿の見直しを検討している自治体や、関係機関共有方式に変更した自治体が増えたことが特徴としてあげられる。

【作成状況】

	2012年度		2013年度			
作成済み	大阪市、堺市、豊能町、豊中市、茨木市、高槻市、島本町、吹田市、摂津市、東大阪市、八尾市、和泉市、枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、四條畷市、大東市、高石市、泉大津市、岸和田市、熊取町、田尻町、泉南市、富田林市、大阪狭山市、藤井寺市、太子町、河南町	29	68%	大阪市、堺市、能勢町、豊能町、東大阪市、茨木市、高槻市、吹田市、摂津市、八尾市、枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、四條畷市、和泉市、高石市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉南市、羽曳野市、藤井寺市、河南町、千早赤坂村	26	60%
作成中	能勢町、池田市、箕面市、柏原市、羽曳野市、岬町（時期未定）、貝塚市（平成24年3月）、河内長野市（平成24年9月）、河南町（平成25年）、松原市（安否確認名簿あり）、忠岡町（今年度中）	11	26%	箕面市（時期未定）、門真市（完成年次未定）、柏原市、忠岡町（平成26年3月）、阪南市（平成26年3月）、松原市、富田林市	7	17%
検討中				池田市、豊中市、島本町、大東市、泉佐野市、田尻町、岬町、太子町、大阪狭山市、河内長野市	10	23%
準備中	泉佐野市	1	2%			
未定	門真市	1	2%			
その他	千早赤坂村	1	2%			
	計	43	100%	計	43	100%

(注) 吹田…名簿は作成済みだが、要援護者の範囲を定めて、関係機関共有方式による名簿を新たに作成予定 松原…要援護者安否確認名簿はある 豊中…安否確認事業による名簿はある 富田林…策定済みの災害時要援護者台帳と災対法の避難行動支援者名簿の関係を確認中 千早赤阪…福祉関係課と民生委員が保管・活用する名簿を作成し、整備もされている事から作成済みと判断した

②名簿の作成方法

関係機関共有方式	大阪市、堺市、箕面市、高槻市、摂津市、門真市	6	14%
関係機関共有方式+手 上げ方式+同意方式	能勢町、交野市、千早赤阪村、大東市、東大 阪市	5	12%
手上げ方式+同意方式	吹田市、柏原市、和泉市、泉大津市、貝塚 市、泉佐野市、阪南市、羽曳野市、河内長野 市、忠岡町、大阪狭山市	11	25%
手上げ方式のみ	豊能町、池田市、豊中市、茨木市、枚方市、 守口市、四條畷市、八尾市、熊取町、泉南 市、松原市、藤井寺市、富田林市、高石市、 岸和田市、太子町	16	37%
同意方式のみ	寝屋川市、河南町	2	5%
未定	島本町、田尻町、岬町	3	7%
計		43	100%

(注) 今回調査では昨年総務省が全国市町村を対象に行った調査の中の、避難行動要支援者の作成方式に係る回答内容と異なる自治体もいくつか見られたが、上記結果は当会のアンケート結果に基づいて作成している。なお、総務省調査での各自治体の回答内容は回答概要結果表に記載している。

③名簿の更新頻度

整備方式	未定	しない	半年未満	半年	1年	1年以上
機関共有方式	門真市					
関係機関共有方式+手 上げ方式+同意方式	能勢町、千 早赤坂村、 交野市、大 東市					
手上げ方式+同意方式	忠岡町、泉 佐野市、		吹田市、羽 曳野市	和泉市	柏原 泉大 津 貝塚 阪南	
手上げ方式のみ	豊能町、太 子町、四條 畷市、熊取 町、松原市	池田市	茨木市、枚 方市、八尾 市	豊中市、守 口市、高石 市、藤井寺 市	岸和田市、 泉南市	富田林市 (3年ごと)
同意方式のみ	寝屋川市					
未定						

④要援護者名簿の対象者

対象者	2012年度 名簿の対象者の範囲		2013年度 名簿の対象者の範囲			
身体	大阪市、堺市、豊中市、茨木市、高槻市、島本町、摂津市、交野市、寝屋川市、門真市、大東市、東大阪市、八尾市、和泉市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、羽曳野市、太子町、河南町、千早赤阪村、富田林市、大阪狭山市	26	60%	大阪市、堺市、能勢町、箕面市、豊中市、茨木市、高槻市、摂津市、交野市、寝屋川市、門真市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、和泉市、忠岡町、岸和田市、熊取町、泉佐野市、阪南市、羽曳野市、太子町、河南町、千早赤阪村、富田林市、大阪狭山市、河内長野市	29	67%
知的	大阪市、堺市、豊中市、高槻市、島本町、茨木市、摂津市、交野市、寝屋川市、門真市、大東市、東大阪市、八尾市、和泉市、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、羽曳野市、太子町、河南町、千早赤阪村、富田林市、大阪狭山市	25	58%	大阪市、堺市、能勢町、箕面市、豊中市、茨木市、高槻市、摂津市、交野市、寝屋川市、門真市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、和泉市、忠岡町、岸和田市、熊取町、泉佐野市、阪南市、羽曳野市、太子町、河南町、千早赤阪村、富田林市、大阪狭山市、河内長野市	29	67%
精神	大阪市、堺市、高槻市、島本町、茨木市、摂津市、交野市、門真市、大東市、東大阪市、八尾市、和泉市、岸和田市、熊取町、泉佐野市、田尻町、羽曳野市、太子町、河南町、千早赤阪村、富田林市、大阪狭山市	22	51%	大阪市、堺市、能勢町、豊中市、茨木市、高槻市、摂津市、交野市、寝屋川市、門真市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、和泉市、岸和田市、熊取町、泉佐野市、阪南市、羽曳野市、太子町、河南町、千早赤阪村、富田林市、大阪狭山市、河内長野市	27	62%
児童	豊中市、高槻市、門真市、大東市、東大阪市、和泉市、泉大津市、貝塚市、熊取町	9	21%	大阪市、大東市、東大阪市、熊取町、大阪狭山市、河内長野市	6	14.00%
難病	堺市、門真市、東大阪市、和泉市、泉大津市、太子町	6	14%	大阪市、堺市、東大阪市、八尾市、泉南市、羽曳野市、太子町、富田林市、大阪狭山市、河内長野市	10	23%
高齢	堺市、豊中市、高槻市、茨木市、摂津市、交野市、寝屋川市、門真市、大東市、東大阪市、和泉市、高石市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、羽曳野市、河南町、太子町、千早赤阪村、富田林市、大阪狭山市	24	56%	大阪市、堺市、能勢町、箕面市、豊中市、茨木市、高槻市、摂津市、寝屋川市、大東市、交野市、門真市、四條畷市、東大阪市、八尾市、柏原市、和泉市、忠岡町、岸和田市、熊取町、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町、羽曳野市、太子町、河南町、千早赤阪村、富田林市、大阪狭山市、河内長野市	31	72%
範囲の記載無	能勢町、豊能町、池田市、箕面市、枚方市、四條畷市、柏原市、忠岡町、泉南市、阪南市、松原市、守口市、岬町	13	30%	池田市、島本町、高石市、泉大津市、田尻町、松原市、枚方市	7	16%
把握できていない	泉南市	1	2%			
年齢・等級を限定せず支援を要する人	河内長野市、吹田市、藤井寺市	3	7%	豊能町、吹田市、守口市、藤井寺市	4	9%
自己申告のあった人				貝塚市	1	2%

昨年度に比べて、要援護者名簿の整備が進んだことで、対象者の範囲が広がっていることがわかる。また、障害者総合支援法が施行されたことで対象者に難病を入れた自治体が増えている。

年齢・等級に限定せず、支援を要する人としている自治体（豊能・吹田・守口・藤井寺）において、名簿の作成方法が手上げ方式となっているが、これでは実質、自己申告ということになるので、自治体としての周知の方法をどのように行っているのかが疑問として残る。

また、更新方法を検討していないところもあるが、安否確認をする上で貴重な情報源である名簿の整理は、せめて1年に1回見直すことが必要ではないかと思われる。

⑤名簿の整備状況

関係機関共有方式で整備している自治体では、整備状況がかなり進んでいるが、手上げ方式・同意方式で整備している自治体では、整備状況が進んでいない。

手上げ方式・同意方式は、市民への周知の方法に課題が残る。緊急時には、どこに誰がいるかという安否情報をいち早く把握することが重要になってくるため、一人でも多くの情報を、平時につかんでおくことが必要ではないかと思われる。

⑥名簿の管理・保管・活用

昨年度は、防災担当部局・福祉関係部局・消防・自治会・民生委員・校区福祉委員など管理保管者と活用者は同じ市町村が多かったが、今年度は、保管は福祉部局、活用は防災担当部局・自治会や消防など、実際に支援する担当者と役割分担をしている自治体が増えている。しかし、保管・活用が未定の市町村（堺・島本・松原・忠岡・田尻・岬・太子）も残されている。

個人情報の保護と災害時の緊急安否確認の兼ね合いをどのように考えるか早急に検討することが課題としてあげられる。

⑦非常時の名簿の開示

開示しない市町村については、個人情報の保護と名簿掲載時に提供先を限定していること、災害対策基本法改正前の名簿であることなどが理由になっている。

発災時の混乱の中で、要援護者の安否確認をスムーズに行うためにどのように活用するのか、個人情報保護も含めて検討していく必要がある。

開示の有無	2012年度 名簿の開示について		2013年度 名簿の開示について			
	件数	割合	件数	割合		
原則開示する	6	14%	10	23%		
開示しない	14	33%	10	23%		
未定	20	47%	18	42%		
その他	1	2%	1	2%		
未記入	2	4%	4	10%		
	計	43	100%	計	43	100%

4. 避難所について

①一次避難所

昨年の結果では、福祉避難室の設置を予定している市町村が8か所のみで、全体の18パーセントにとどまっており、「各避難所内に要援護者用の窓口を設置し、要援護者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施すること」というガイドラインが求める対応への改善が課題となっている。しかし今年の調査でも昨年と同様の、8か所のみしか設置が予定されていないことが明らかとなった。

一次避難所の状況においては、障害者用トイレは設置されているところが多かったが、洗面に関しては、設置を複数している市町村と、全く設置していない市町村とわかれた。

災害に応じての避難場所の変更は14市町村が予定しており、洪水や津波などを想定したハザードマップなどによる事前周知で対応することとしている。

②福祉避難所

福祉避難所の指定は、5自治体で指定できていないが、ほとんどの市町村で1か所以上指定されている。（昨年は6自治体が指定できていないという結果だった）

全国では575市町村が1か所も指定していないという状況が2014年3月24日の「毎日新聞」が報じたが、2008年に厚生労働省が作成したガイドラインで「1小学校

区に1か所程度」の指定を推奨していることと実態とがかけ離れていることが明らかとなった。今回のアンケートで指定していないと回答した5自治体を含め、指定していると回答した市町村においても、そのほとんどで受け入れ対象者数をすべて受け入れる数が整備されていない。また、指定箇所の受け入れ予定の人数がとても多く、避難生活を送ることが困難ではないかと思われる回答も多くあるなど、福祉避難所の整備については今後早急に検討がくわえられなければならない課題となっている。

福祉避難所の指定箇所数と収容人数	市町村名	数 割合
昨年より多い	大阪市・堺市・寝屋川市・東大阪市・八尾市・貝塚市・熊取町・田尻町・大阪狭山市	9市町 20%
昨年と変わらない	豊能町・池田市・豊中市・茨木市・島本町・摂津市・四条畷市・和泉市・高石市・泉大津市・泉佐野市・岬町・松原市・羽曳野市・藤井寺市・太子町・河南町・千早赤阪村・富田林市	19市町村 44%
昨年、未回答などで不明	能勢町・箕面市・高槻市・吹田市・枚方市・交野市・門真市・忠岡町・阪南市・河内長野市	10市町 23%
指定していない	守口市・大東市・柏原市・岸和田市・泉南市	5市 11%

福祉避難所の指定に関しても、実際には協定を結んでいるだけであるというケースも少なくないように見受けられる。また、発災時間帯によって、対応ができる(できやすい)施設も異なることから、様々な場面を想定した対応が必要となっている。

耐震補強などは完了済みであったり、整備中と回答された市町村が多かったが、運営マニュアルは「作成している」もしくは「作成中」という市町村は8自治体にとどまっておき、残りは作成していないという結果だった。周知方法は、ホームページで周知するという市町村がほとんどで、加えて広報誌で知らせるという結果であり、要援護者が情報を得ることが難しい状況であることがうかがえる。

また、一次避難所から福祉避難所への誘導が「自分・家族で」とのみとこたえた市町村が5市町村あり、「未定」だとこたえた自治体も4自治体あった。

このように、福祉避難所の運営に関して今後検討すべき課題は山積していると言える。

福祉避難所への誘導方法	複数回答含む	
自分・家族で	12自治体	27%
一次避難所担当者	9自治体	21%
消防職員	1自治体	2%
市職員	2自治体	5%
二次避難所職員	2自治体	5%
状況に応じて	5自治体	12%
未定・未回答	12自治体	27%

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会
障害者にとっての防災課題検討会委員

雨田 信幸（防災マニュアル）	きょうされん大阪支部
荒木 勝司（避難訓練・大阪市）	障害者（児）を守る住吉障連協
今西 恒毅（泉北・泉南）	岸和田障害者・児関係団体連絡協議会
朽見 圭子（要援護者名簿・北河内）	寝屋川市障害児者を守る親の会
塩見 洋介（事務局）	障害者（児）を守る全大阪連絡協議会
関口 奈緒美（避難所・南河内）	南河内障害者団体連絡会
高橋 茂之（中河内）	障害者（児）を守る東大阪連絡協議会
西村 具通（三島）	吹田市障害児者を守る連絡協議会
信下 博（豊能）	障害児者を守る豊中連絡協議会
増澤 高志（総論）	
吉井 マヤ（堺）	堺障害者（児）団体連絡協議会

障害者児を守る全大阪連絡協議会 〒558-0011 大阪市住吉区苅田5-1-22

電話 06-6697-9005 ファックス 06-6697-9059 GSP22334@nifty.com

最終
2014.3.19

	自治体名	担当部署		要援護者防災マニュアル		
		部署名	電話番号	作成状況	タイトル/その他	対象者
1	大阪市	危機管理室危機管理課	06-6208-7389	済み	大阪市災害時要援護者避難支援計画	高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児
2	堺市	危機管理室防災担当	072-228-7605	済み	安心の第一歩(災害時要援護者支援に向けて)、あなたの準備はだいじょうぶ?(災害時要援護者用パンフレット)	高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児
3	豊能	能勢 総務部消防防災課	072-734-0001 内592	済み	能勢町災害時要援護者避難支援プラン	高齢者、障害者、障害児、妊産婦、外国人、乳幼児
4		豊能 総務部総務課秘書広報課	072-739-3413	済み	能勢町災害時要援護者避難支援プラン	高齢者、障害者、障害児、難病患者
5		池田 市長公室危機管理課	072-754-6263	予定なし		
6		箕面 総務部市民安全政策課	072-724-6750	他/未定		
7		豊中 危機管理室	06-6858-2086	予定なし		
8	三島	茨木 総務部危機管理課	072-620-1617	他/未定	未着手時期未定	
9		高槻 総務部危機管理室、健康福祉部健康福祉政策課	072-674-7314 072-674-7162	済み・その他/基本的な指針について策定済み	災害時要援護者マニュアル 災害時要援護者支援マニュアル	高齢者、障害者、障害児、その他
10		島本 総務部自治・防災課	075-962-0380	その他	島本町地域防災計画	
11		吹田 総務部危機管理室	06-6384-1753	予定なし		
12		摂津 総務部防災管財課	06-6383-1325	済み		高齢者、障害者、障害児
13		枚方 福祉総務課	072-841-1221	他/枚方市地域防災計画	枚方市地域防災計画	
14	北河内	交野 地域社会部暮らしの安心課	072-892-0121	済み	福祉避難所ガイドライン、災害時要援護者支援プラン個別計画モデル等の作成済み	高齢者、障害者、障害児、個別具体的に状況から支援を要する者
15		寝屋川 人・ふれあい部危機管理室	072-824-1181	検討中		
16		守口 危機管理課	06-6992-1221	済み		高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児、妊産婦、外国人、乳幼児
17		門真 総務部危機管理課	06-6902-5812	他	門真市地域防災計画	
18		四條畷 地域振興安全安心課	072-877-2121	検討中		
19		大東 危機管理室	072-875-0211	他	安否確認実施マニュアル	
20	中河内	東大阪 危機管理室	06-4309-3130	その他	東大阪市災害時要援護者避難支援プラン全体計画	
21		八尾 人権文化ふれあい部地域安全課	072-924-9870	作成中	平成25年3月完成予定	高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児、妊産婦、外国人、乳幼児、要援護高齢者
22		柏原 総務部危機管理課	072-972-1529	作成中		高齢者、障害者、障害児、難病患者
23	泉北	和泉 市長公室公民協同推進室危機管理担当	0725-99-8104	作成中	平成27年3月完成予定	高齢者、障害者、自力避難が困難な方
24		高石 危機管理課	072-265-1001	済み	高石市災害時要援護者支援マニュアル	高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、乳幼児、災害時に援護が必要な方
25		泉大津 総合政策部危機管理課	0725-33-1131	他	要援護支援プランの作成は行っている	
26		忠岡 町長公室自治防災課	0725-22-1122	他	災害時要援護者支援プラン作成済み	
27	泉南	岸和田 危機管理部危機管理課	072-423-9437	済み	災害時における重度障害者・要介護高齢者等のための安否確認実施	高齢者、障害者、障害児、自力での避難に不安を感じている人
28		貝塚 都市政策部危機管理課	072-433-7392	済み	貝塚市災害時要援護者避難支援計画	高齢者、障害者、障害児、難病患者
29		熊取 企画部危機管理課防災防犯グループ	072-452-9017	済み	災害時要援護者支援計画行動マニュアル	高齢者、障害者、障害児
30		泉佐野 市長公室市民協同課	072-463-1212	済み	泉佐野市災害時要援護者避難支援計画	高齢者、障害者、障害児、その他支援が必要な者
31		田尻 危機管理対策プロジェクトチーム	072-466-5009	他	今後作成に向け検討	
32		泉南 総務部政策部危機管理課	072-479-3601	作成中		高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人
33		阪南 市長公室危機管理課	072-471-5678	他	要援護者支援マニュアル	
34		岬 街づくり戦略室危機管理担当	072-492-2759	済み		高齢者、障害者、障害児、難病患者、外国人、乳幼児
35	南河内	松原 総務部市民安全課	072-337-3151	他	松原市地域防災計画	
36		羽曳野 市長公室危機管理係	072-958-1111	作成中	完成25年度予定	高齢者、障害者、妊産婦、外国人
37		藤井寺 都市整備部危機管理課	072-939-1190	済み	災害時要援護者安否確認等支援マニュアル	障害者手帳所持者で自力避難困難者、65歳以上要介護高齢者の自力避難困難者・ひとり暮らしで自力避難困難予想者、市町が必要と認める者
38		太子 福祉室福祉グループ	0721-98-5519	予定なし		
39		河南 総合政策部危機管理室安全安心係	0721-93-2500	検討中		
40		千早赤阪 総務部総務課	0721-72-0081	他	要援護者支援全体計画	
41		富田林 市長公室危機管理室	0721-25-1000 内421	済み	富田林市災害時要援護者支援プラン	高齢者、障害者、障害児、難病患者、妊産婦、外国人、乳幼児
42		大阪狭山 政策調整室危機管理グループ	072-366-0011	済み	大阪狭山市災害時要援護者支援プラン	高齢者、障害者、障害児、難病患者、外国人、その他支援を必要とする者
43		河内長野 市長直轄危機管理室	0721-53-1111	済み	河内長野市災害時要援護者支援プラン実施マニュアル	高齢者、障害者、障害児、難病患者

最終
2014.3.19

自治体名		要援護者防災マニュアル			
		想定災害	周知方法	作成方法	伝達・広報
大阪市		地震、津波、風水害、土砂災害、火災、その他災害全般	ホームページ、(以下HP)	庁内部課連携、パブリックコメント	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織を通じた伝達
堺市		地震、津波、風水害、土砂災害	HP	要援護者当事者の意見も聴取し、防災担当部署、福祉担当部署が連携して作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、一斉送信fax、自主防災組織、自治会、民生委員
豊能	能勢	地震、風水害、土砂	民生委員・自治会を通じて	庁内部課が連携して作成	広報車、自主防災組織、自治会、民生委員
	豊能	地震、土砂災害	周知しない(ホームページ公開を確認)	福祉担当	エリアメール、ホームページ、広報車、自治会、民生委員
	池田				ホームページ、電話、エリアメール、広報車、有線放送、自主防災組織
	箕面				エリアメール、行政無線、地元FM、防災マップの配布、マップの点字化、障害者団体等を対象とする説明会
	豊中				エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、一斉送信FAX
三島	茨木				エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、電話、訪問、自主防災組織、自治会、民生委員
	高槻	災害全般	検討中	庁内部課連携・社協等民間機関による検討会似て作成予定	広報車、防災無線、有線電話、ケーブルテレビ等多様な伝達手段を用いて、民生委員、自主防災組織等をはじめ関係諸団体と連携を図りながら、聴覚障害者のための手話や紙による情報提供等、要援護者の特徴等を踏まえた地域での情報伝達体制の整備、またその行動の具体化を検討
	島本				ホームページ、広報車、行政無線、電話、訪問、自主防災組織、自治会、民生委員
	吹田				エリアメール、HP、広報車、行政無線、テレビ放送、ラジオ放送、地域の支援者からの口頭伝達必要に応じて併用する。
	摂津	地震、風水害	周知しない	防災、福祉担当	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員
北河内	枚方				エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、電話、訪問、自主防災組織、自治会、民生委員、公共情報コモンズを通じた民間放送
	交野	地震、風水害	HP、広報誌、区長会・地元説明会	庁内部課が連携して作成	エリアメール、ホームページ、広報車、自主防災組織、自治会、民生委員
	寝屋川				エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員
	守口	地震、風水害	HP	庁内部課が連携して作成	広報車、行政無線、自主防災組織、民生委員
	門真				エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビなど
	四條畷				エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員
	大東				
	東大阪				エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、個別FAX、自主防災組織、自治会、ケーブルテレビ
中河内	八尾	地震、風水害、土砂災害、火災	検討中	防災担当及び福祉担当	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、地元FM放送、有線放送、民生委員、地域ケーブルテレビ
	柏原	地震、風水害、土砂災害、火災		庁内部課が連携して作成	エリアメール、広報車、行政無線
	和泉	地震、津波、風水害、土砂	方法検討中	当事者組織の参画を得て作成	エリアメール、ホームページ、広報車、民生委員、現在整備にむけて業者選定を行っている防災無線(同報系)の活用も検討中
泉北	高石	想定なし	民生委員・自治会を通じて	防災担当のみで作成	エリアメール、広報車、行政無線、個別FAX、自主防災組織、自治会、民生委員
	泉大津				エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自治会、民生委員
	忠岡				エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員
	岸和田	地震、津波、風水害	ホームページ、民生委員等	当事者組織の参画を得て作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員、ツイッター、フェイスブック
泉南	貝塚	地震、津波、風水害、土砂	ホームページ、広報誌、民生委員、直接郵送、区長会・地元説明会	防災担当のみで作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員
	熊取	想定なし	民生委員、地元説明会	福祉担当	行政無線 民生委員
	泉佐野	想定なし	HP、広報誌、民生委員等	社協等の民間機関も含めて作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員
	田尻				エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自主防災組織、民生委員
	泉南	地震、津波、風水害、土砂	HP、広報誌、民生委員、区長会	庁内部課が連携して作成、社協等、障害者団体当事者組織の参加	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、個別FAX、電話、有線放送、訪問、自主防災組織、自治会
	阪南				エリアメール、広報車、行政無線
	岬	地震、津波、風水害、土砂	民生委員等	庁内部課が連携して作成	広報車、行政無線
南河内	松原				
	羽曳野	地震、津波、風水害、土砂、火災	HP、広報誌、民生委員、区長会	社協等の民間機関も含めて作成	広報車、行政無線、訪問、自主防災組織、自治会、民生委員、各非難支援者からの声掛け
	藤井寺	地震、風水害	民生委員、区長会・地元説明会	社協等の民間機関も含めて作成	広報車、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員
	太子				エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、自治会、民生委員
	河南				
	千早赤阪				スリアメール、ホームページ、行政無線、自主防災組織、自治会、民生委員
	富田林	地震、風水害、土砂災害	HP、民生委員・自治会役員を通じて、区長会・地元説明会	庁舎横断的組織、社協等の民間機関も含めて作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、電話、有線放送、訪問、自主防災組織、自治会、民生委員
	大阪狭山	地震、風水害、土砂、火災	ホームページ、広報誌、民生委員、自主防災組織	防災担当のみで作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、個別FAX、自主防災組織、自治会
河内長野	地震、風水害、土砂	区長会・地元説明会	庁内部課が連携して作成	エリアメール、ホームページ、広報車、行政無線、電話、自治会、民生委員	

最終
2014.3.19

自治体名	避難訓練				避難訓練	
	実施頻度	実施単位	想定災害	要援護者の参加	要援護者参加への工夫	
大阪市	年1回程度	連合町会	地震、津波	参加している	地域で行う訓練に福祉避難所にも参加していただけるよう呼びかけている。	
堺市	93団体において概ね年1回は実施している。	連合町会・小学校区ごとに組織されている	地震、津波	わからない	大規模災害時の避難支援においては、これまでの災害の教訓から、直接、行政が避難支援を行うことは難しく、地域住民等による避難支援が重要となります。各自主防災組織(連合自治会)でも、要援護者の避難支援について検討し、模索しながら取組みを進めています。そのような地域住民の方達と要援護者が防災だけでなく日頃からの自治会活動等の交流を通して連携を強めてもらうことが、災害時の避難支援にも繋がると考えます。行政においても、そのような地域コミュニティが醸成されるように支援を行ってまいります。	
豊能	能勢	不明				
	豊能	1回/年(当年度未記入のため前年度の回答を記載)	本庁舎単位(当年度未記入のため前年度の回答を記載)	地震	参加していない	
	池田	1~3回/年	自主防災組織	地震、風水害、土砂	参加している	課題/訓練に参加するために支援を受ける必要がある。措置/各種機械に積極的な訓練参加を呼び掛けている。
	箕面	実施していない				
	豊中	1回/年	町会、連合町会、小学校区	地震	一部の地域で参加あり	災害時要援護者安否確認実地訓練を避難訓練と同時に実施、安否確認から避難訓練までを一連の流れで行うことで、要援護者の参加を促している。
三島	茨木	30回/年	小学校区/防災訓練のための集合を避難訓練と位置付ける	地震、風水害	年齢要件ではあるが参加はあり	
	高槻	連合町会1回/年、市町村全域1回/年、他市と合同1回/年	各地域の自主防災組織も自主的に実施している。	地震、風水害、火災		一般的な避難訓練では必ずしも参加しているとは言えないが、それは別に要援護者を対象とした避難訓練を実施している。
	島本	町会年5回、小学校区年1回、全市年1回	町会、小学校区、全市	地震、風水害	参加していない	災害時要援護者は参加していないが、車いすの方など災害時要援護者を想定して避難訓練を行っている。
	吹田	町会年1回、連合町会年1回、小学校区年2回、中学校区年2回、全市年1回	町会、連合町会、小学校区、中学校区、全市	地震	参加している	
	摂津	1回/年	連合町会	地震	参加している	リヤカーや車いすを使用した避難訓練を実施
北河内	枚方	34回/年	小学校区ごとに自主防災組織が実施	地震	参加されている状況はあるようだが具体的な把握は行っていない	
	交野	1~2回/年	町会、庁内の一部それぞれに実施	地震、風水害、土砂災害、火災	町内によっては災害時要援護者が参加して実施している	町会によっては災害時要援護者が参加して実施しているが、登録している全員が参加できていない。全員が参加した場合、ケガ等のリスクも課題となる
	寝屋川	毎年各小学校区で1回程度実施		特段の想定はしていない	参加者している	
	守口	2回/年	町会	地震	わからない	
	門真	1回/年、他市立小中1~2回/年、市立幼稚園4回/年	地域によって実施単位は異なるが、年一回程度実施	地震、風水害、火災	参加している	
	四條畷	町会18回/年 全市1回/年	町会、市町村全域	地震、風水害、火災	わからない	
	大東	20回/年	町会	特段の想定はしていない	ごくわずかが参加している地区もある	要援護者の方が自主防災訓練に参加したい旨を自治体長へ直接伝えてもらうことが理想であるが、なかなか要援護者の方が積極的に行動されるケースは少ない。そのため、自治体長へ危機管理室から声掛けをしている場合がある。
中河内	東大阪	1回/年	連合町会	地震、風水害、火災	参加している	災害時要援護者ごとにどのようなアプローチをすれば訓練に参加しやすくなるのか、主催者側と要援護者側の双方の理解を深める必要がある。また、アプローチ方法をマニュアル化することの検討等。
	八尾	町会50回/年、連合町会5回/年、小学校区7回/年	町会、連合町会、小学校区	地震	参加している	
	柏原	1回/年	自主防災組織による自主防災訓練の訓練内容の1つとして実施	地震、風水害、土砂災害、火災	わからない	
泉北	和泉	1回/年	小学校区、泉北地域3市1町で1月10日実施	地震	参加していない	平時から、民生委員や地域リーダーや各支援団体と協力し、要援護者に対し訓練参加への必要性を呼びかけていく必要があると感じる。また、要援護者と避難支援者が協働した訓練プログラムの実施を検討していく必要もあると考える。例えば、要援護者への情報伝達訓練や避難支援者が要援護者宅に Outreach、ともに一時避難所と避難場所への避難を行う避難行動支援訓練等が考えられる。
	高石	1回/年	市町村全域	地震、津波	参加している	災害時要援護者登録台帳に登録された方は、自主防災組織等に一覧を提供して、支援者を地域で確保するとともに、避難誘導や声掛けを行う仕組み。
	泉大津	1回/年	市町村全域	地震、津波	参加している	市が実施している津波避難訓練で、車いすを使用した災害時要援護者の避難訓練を実施している。
	忠岡	1回/年	町会	地震、津波	参加している	
泉南	岸和田	総合防災訓練は年1回町会等主催のものはすべて町会1回/年、小学校区1回/年 市町村全域1回/年		地震、津波	わからない	現在災害時要援護者支援プランを策定中であり、その中で要援護者名簿についても訓練時に活用できるよう同意を得る予定。
	貝塚			地震、津波	一部参加	避難訓練時にケガをしようことがあってはならないため可能な範囲での参加をしてもらう
	熊取	不定期	町会	地震	わからない	
	泉佐野	市主催の防災訓練はなく、町会・自主防災組織主催で実施		特段の想定はしていない	わからない	
	田尻	1回/年	市町村全域	地震、津波	参加している	防災無線と合わせ、大阪府防災メールを活用し周知を実施
	泉南	総合防災訓練の一部として年1回実施	市町村全域	地震、津波	わからない	
	阪南	1回/年	今年度中学校区	今年度は津波	中学校全生徒、小学校全児童	
	岬	町会、小学校区、町全域各1回/年	町会、小学校区、全町	地震、津波、風水害、土砂災害、火災	参加している	
南河内	松原					
	羽曳野	1回/年	小学校区	地震、風水害、火災	訓練による	
	藤井寺	1回/年	市内各地区自主防災組織	地震	参加状況を確認していない	
	太子	自主防災会単位で実施		地震	わからない	
	河南	1回/年	町防災訓練年1回実施	地震	参加していない	地区長及び民生委員協議会等に訓練参加等の依頼
	千早赤阪	年度ごとに訓練内容を変えている	自主防災組織	土砂災害	参加している	自主防災組織や地区に入会していない方の対応
	富田林	1回/年	市防災訓練	地震、風水害、土砂災害	わからない	
	大阪狭山	連合町会1回/年、自主防災組織1回/年	連合町会、自主防災組織	地震	参加している	日頃からの見守り活動
	河内長野	町会5回/年、連合町会5回/年、全域1回/年		地震	参加している	

最終 2014.3.19 総務省調査方式/A=関係機関共有方式、イ=同意方式、ウ=手上げ方式、エ=A+イ、オ=A+ウ、カ=イ+ウ、キ=A+イ+ウ

自治体名	要援護者名簿の作成		参考/総務省調査		要援護者名簿搭載対象者							
	作成状況	作成方式	方式	更新	身	知	精	児	難病	高齢	その他/特記事項	
大阪市	作成済み	関係機関共有方式	キ	-	2級	A	1級	身体、知的、発達	人工呼吸器装着者等、医療機器への依存が高い方	要介護3		
堺市	作成済み	関係機関共有方式	ア	半年未満ごと	2級	A	1級		研究事業対象疾患	要介護3	①70歳以上の独居または世帯員全員が70歳以上で要支援1、2または要介護1、2 ②障害者及び高齢者緊急通報システム登録者	
豊能	能勢	作成済み	手上げ方式、同意方式、関係機関共有方式/更新頻度は決まっていない	キ	1年ごと	2級	A	1級		要介護3	65歳以上一人暮らし・高齢者のみ夫婦	
	豊能	作成済み	手上げ方式/更新頻度は決まっていない	カ	1年ごと	支援が必要なもの				介護認定の有無関係なし		
	池田	作成する方向で検討中	手上げ方式/更新しない(以後開示項目まで対法改正前の状況を記載)	ウ	-							
	箕面	作成中/時期未定	関係機関共有方式	ア	半年未満ごと	2級	A			要介護3	75歳以上独居または75歳以上の世帯、2歳未満の子ども、妊娠届提出後1	
	豊中	作成する方向で検討中、安否確認事業による名簿は作成済み	手上げ方式/半年ごとに更新	ウ	-	2級	B2	1級		要介護3	65歳以上独居で災害時の自力避難に不安を抱く者	
三島	茨木	作成済み	手上げ方式/手帳等級・介護度の更新、死亡・転居に伴う更新は月に1回実施している	ウ	半年未満ごと	2級	A	1級		要介護3	75歳以上	
	高槻	作成済み	関係機関共有方式を採用しているが、今後、手上げ方式・同意方式の併用を検討中	ア	半年未満ごと	2級	A	1級		要介護4	65歳以上、一人暮らし高齢者	
	島本	検討中	未定	キ	1年ごと							
	吹田	作成済み/災害対策基本法改正に伴い、対象者の範囲を定めた関係機関共有方式名簿を新たに作成予定	手上げ方式、同意方式/3か月ごとの更新	カ	半年未満ごと	家族等の支援だけでは避難できないまたは家族の支援を受けられない在宅個人情報提供に同意した者						
	摂津	作成済み	関係機関共有方式	キ	-	3級	B1	2級		要介護3		
北河内	枚方	作成済み	手上げ方式/月1回更新	ウ	半年未満ごと							
	交野	作成済み	手上げ方式、同意方式、関係機関共有方式/更新頻度は決まっていない	カ	-	2級	A	1級			65歳以上ひとり暮らし、75歳以上の高齢者世帯	
	寝屋川	作成済み	同意方式/更新頻度は決まっていない	イ	1年ごと	2級	A	1級		要介護3		
	守口	作成済み	手上げ方式/半年ごとに更新	ウ	半年ごと	対象者の範囲を限定していない						
	門真	作成中/完成年度未定	関係機関共有方式/更新頻度は決まっていない	カ	-	2級	A	1級			緊急医療キット登録者7500名、65歳以上の独居者9,977名、75歳以上の世帯員6,431世帯	
	四條畷	作成済み	手上げ方式/更新不明	オ	1年ごと	2級	A	1級			65歳以上、70歳以上のみで構成の世帯、市町が必要と認めた場合	
	大東	作成する方向で検討中	対象者を市で決めてリストを作成し平常時からの情報共有を目指して対象者に対して同意を取る形とする。更新頻度は決まっていない。	オ	半年未満ごと	6級	B2	3級	身体・知的・発達障害	要支援1	緊急通報システム利用高齢者	
中河内	東大阪	作成済み	手上げ方式・同意方式(平時・災害時)、関係機関共有方式(災害時)	カ	1年ごと	2級	A	1級	者と同様	研究事業対象疾患	要介護3	65歳以上ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯
	八尾	作成済み	手上げ方式/随時更新	ウ	1年ごと	2級	A	1級			要介護3	65歳の高齢者のみの世帯、高齢者または障害者で災害時に不安を感じる方
	柏原	作成中	手上げ方式、同意方式/1年ごとの更新	ウ	1年ごと	2級	A	1級			要介護4	
泉北	和泉	作成済み	手上げ方式、同意方式/1年に2回を目途に更新予定	ウ	1年ごと	2級	A	1級		要介護3	75歳以上、高齢ひとり暮らし、その他自力避難に不安な人	
	高石	作成済み	手上げ方式/半年ごとに更新	キ	半年ごと							
	泉大津	作成済み	手上げ方式、同意方式/1年ごとに更新	キ	1年ごと	対象者の範囲を限定していない						
	忠岡	作成中/26年3月	手上げ方式、同意方式/更新頻度は決まっていない	カ	-	2級	A			要介護3	75歳以上の者のみの世帯	
泉南	岸和田	作成済み	手上げ方式/1年ごとに更新	ウ	1年ごと	2級	A	1級		要介護3	自力での避難に不安を感じている者	
	貝塚	作成済み	手上げ方式・同意方式/年1回更新	カ	1年ごと	特段制限を設けているわけではないので、自力避難が困難と申し出があった場合は受け付けている						
	熊取	作成済み	手上げ方式/更新頻度は決まっていない	オ	-	2級	A	1級	身体・知的障害	要介護3	70歳以上のみ世帯、自主避難不安を抱く者で町長が必要と認めた者	
	泉佐野	検討中	手上げ方式、同意方式/更新頻度は決まっていない	カ	-	2級	A	1級		要介護3	その他支援が必要な場合	
	田尻	作成する方向で検討中	未定	ウ	1年ごと							
	泉南	作成済み	手上げ方式/更新年1回	キ	1年ごと	6級	B2	3級	身体・知的・発達障害	特定疾患対象疾患	要支援1	65歳以上
	阪南	作成中/26年3月	手上げ方式、同意方式/1年ごとの更新	カ	-	2級	A	1級		研究事業対象疾患	要支援1	65歳以上独居高齢者
岬	作成する方向で検討中		カ	-	対象範囲は未定							
南河内	松原		手上げ方式/更新頻度は決まっていない	ウ	1年ごと							
	羽曳野	作成済み	手上げ方式・同意方式/各自治体は随時更新	キ	随時更新	2級・視6級まで	A	1級	者と同様	特定疾患、小児	要介護3	障害者手帳所持者、その他災害時の避難に支援を要する者
	藤井寺	作成済み	手上げ方式/半年ごとに更新	ウ	半年ごと	①市内在住で障害者手帳等を持つ者のうち自力避難が困難と予想される者、②65歳以上の要介護等高齢者で自力避難が困難と予想される者又は65歳以上のひとり暮らしの高齢者で自力での避難に不安を感じている者、③市町が必要と認める者						
	太子	作成する方向で検討中	手上げ方式/更新頻度は決まっていない	ウ	-	2級	A	1級		特定疾患対象疾患	要介護3	
	河南	作成済み	同意方式	イ	1年ごと	2級	A	1級			要支援2	65歳以上の者、70歳以上のみ世帯
	千早赤阪	福祉関係課民生委員など	手上げ方式、同意方式、関係機関共有方式/未作成	キ	-	2級	A	1級			要介護3	
	富田林	作成中/策定済みの災害時要援護者台帳と対法の避難行動支援者名簿の関係を確認中	手上げ方式/3年ごとに更新	ウ	半年ごと	2級	A	1級	者と同様	支援が必要な難病患者	要介護3	65歳以上単身世帯
	大阪狭山	作成する方向で検討中	手上げ方式・同意方式	カ	1年ごと	6級	B2	3級	身体、知的、発達	特定疾患対象疾患	要支援1	65歳以上ひとり暮らし又は高齢者のみ、日本籍に不慣れな外国人、その他支援を必要とするもの
	河内長野	作成する方向で検討中	手上げ方式・同意方式/更新頻度は決まっていない	カ	-	6級	B2	3級	身体、知的、発達	特定疾患対象疾患	要支援1	65歳以上単身

最終
2014.3.19

自治体名	要援護者名簿整備状況										総数	管理・保管	活用者
	身	知	精	児	難	高	他						
大阪市											140,000	消防署、各区役所、要請のあった自主防災組織 (同意を得たもののみ)	消防署、各区役所、自主防災組織
堺市	14,985	2,687	336		5,531	12,720	26,191					防災担当部、福祉担当部	未定
豊能	能勢	264	55	20			750					福祉担当部	防災担当部、福祉担当部
	豊能						69	1,488	18			福祉担当部、消防署、民生委員	防災担当部、福祉担当部、民生委員、社会福祉協議会
	池田											防災担当部	防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、定められた支援者
	箕面	1,640	398					8,274	算定中			防災担当部、各地区の避難所	自治会長
	豊中	1,764						4,656				福祉担当部、消防署、民生委員、校区福祉委員会	福祉担当部、消防署、民生委員、校区福祉委員会
三島	茨木	884	113	44			1,199					防災担当部	防災担当部、福祉担当部、消防署、警察署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、社会福祉協議会、児童委員
	高槻	5,795	1,060	250			2,372	10,177				防災担当部、福祉担当部、消防署、その他の者	防災担当部、福祉担当部、消防・警察等、自治会長当地域のリーダー、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者、必要に応じてその他の者
	島本												
	吹田								1,454			防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、定められた支援者	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、定められた支援者
	摂津	1,935	378	315			1,070	13,905	14548重複含む			福祉担当部、未定	防災担当部、福祉担当部
北河内	枚方						954	1,060				防災担当部、福祉担当部、社会福祉協議会、担当地区分の名簿を地域組織役員が保管	防災担当部、福祉担当部、消防署、警察署、社会福祉協議会、自治会長当地域のリーダー、民生委員、定められた支援者
	交野	1,276	229	54			6,883	1,800				福祉担当部、消防署、社会福祉協議会、自治会長当地域のリーダー	福祉担当部、消防署、社会福祉協議会、自治会長当地域のリーダー
	寝屋川	1,896	293	91			963					防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員	防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員
	守口	474	82	24				1,769				防災担当部、福祉担当部、消防署、警察署、民生委員、消防団、自主防災組織	福祉担当部、消防署、警察署、民生委員、消防団、自主防災組織
	門真											福祉担当部	福祉担当部
	四條畷											防災担当部、福祉担当部、消防署、民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター	防災担当部、福祉担当部、消防署、民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター
	大東	697	108	1	2		213					防災担当部、福祉担当部	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会
	東大阪	3,944	740	159	者に含む	1,044	18,302	1,675				福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、社会福祉協議会	福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、社会福祉協議会、自主防災組織
八尾			470			1,192					防災担当部、福祉担当部、民生委員	防災担当部、消防署、福祉担当部、民生委員	
柏原							64				福祉担当部	防災担当部、福祉担当部	
泉北	和泉	40	30	5			200					防災担当部、民生委員	防災担当部、自治会長、民生委員
	高石							1,237				防災担当部、自治会長等の地域のリーダー	防災担当部、自治会長当地域のリーダー
	泉大津							730				防災担当部、社会福祉協議会、自治会長、民生委員、校区福祉委員会	防災担当部、福祉担当部、消防署、社会福祉協議会、自治会長、民生委員、校区福祉委員会
	忠岡	349					1,056					未定	未定
泉南	岸和田							1,300				防災担当部、消防署、自治会長、民生委員	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員
	貝塚							1,928				防災担当部	防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、定められた支援者
	熊取	41	15	2			296					福祉担当部、自治会長、定められた支援者	福祉担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者
	泉佐野											防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、社会福祉協議会	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、社会福祉協議会
	田尻											未定	未定
	泉南							500				防災担当部、福祉担当部、消防署、保健所、民生委員	防災担当部、福祉担当部、消防署、保健所、民生委員
	阪南							1,700				防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、校区福祉委員会	防災担当部、福祉担当部、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者
	岬	0	0	0	0	0	0	0	0	0		未定	未定
南河内	松原							86					
	羽曳野							5,742				福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者、社会福祉協議会	福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、校区福祉委員会、定められた支援者、社会福祉協議会
	藤井寺							275				防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員
	太子							160				未定	未定
	河南							集計中				防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、社会福祉協議会	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、民生委員、社会福祉協議会
	千早赤阪	107	14	1			79					福祉担当部、民生委員	防災担当部、福祉担当部、民生委員
	富田林	563	87	57			6,073	6,253				福祉担当部、消防署、地域包括支援センター、民生委員、提供依頼のあった自主防災組織、提供依頼のあった町会	福祉担当部、消防署、民生委員、提供依頼のあった自主防災組織、提供依頼のあった町会
	大阪狭山							1,311				防災担当部、自主防災組織	防災担当部、福祉担当部、消防署、自治会長、自主防災組織
	河内長野	0	0	0	0	0	0	0					

最終
2014.3.19

自治体名	要援護者名簿			一次避難所							
	開示	開示しない場合の理由・その他自由記述	SL	EV	WC	洗面	福祉避難室	指定変更	変更時の誘導体制／その他配慮措置等		
大阪市	その他	自主防災組織を確立し、個人情報保護を適正に取扱い、要援護者の支援に取り組んでいる地域から情報提供依頼があった場合に、要援護者本人または家族の同意を必ず得た上で、その情報を提供することとしています。						設置予定	変更される		
堺市	開示しない	個人情報保護条例により開示しない	150/150 府立高除く	41/161	149/150 府立高除く	149/150 府立高除く		設置予定	変更される	誘導体制検討中／室内への優先的避難(学校の和室、多目的室等)、災害時要援護者の要望に応じた食糧・物資の調達、保健・医療サービスの提供、障害者対応トイレの設置	
豊能	能勢	原則開示する	2/12	2/12	2/12	2/12		未定	検討中		
	豊能	未定(前年度の回答)	平屋建て					予定なし	変更しない		
	池田	開示しない	※名簿作成状況以外は災害対策法改正前の状況を記載			73/73	4/73	32/73	0/73	未定	災害ごとに指定
	箕面	未定						設置予定	変更しない	介護者が支援しやす場所として、「介護室」や「育児室」、「授乳室」を指定している。	
	豊中	未定		141/163	54/163	0/163	0/163	設置予定	変更しない	発災後、早期に避難所に相談窓口を設置／健康状態等を把握し、専用スペースの確保や生活必需品等の支給に配慮する／聴覚障害者への手話通訳者の手配や視覚障害者への情報伝達手段の工夫／国際交流団体等へ協力を依頼して日本語を解さないまたは不得手な外国人等への情報提供／炊き出し時、使用した材料を明記するなどの配慮を行う	
三島	茨木	未定	73/75	32/75	72/75	把握していない			変更しない	ご本人の身体・精神状況に合わせて、生活場所・非常食の配慮ができるよう努めております。	
	高槻	原則開示する／ただし必要と判断した場合において	100/120	11/120	98/120			未定	変更する		
	島本		収容避難所の指定は行っていない					未定	検討中		
	吹田	原則開示する	84/139	28/139	92/139			未定	変更しない		
	摂津	未定	28/28	2/28	28/28	0/28		未定	変更する	1-6の設問と同様の手段を講じる	
北河内	枚方		49/53	6/10	27/53	27/53	設置予定	変更しない	河川氾濫時の避難所として、洪水ハザードマップを配布している。その他配慮措置は検討中。		
	交野	未定	23/25	0/25	23/25	0/25	未定	変更する	個別に地震・風水害避難所、風水害避難所を指定している		
	寝屋川	開示しない	個人情報を含むため原則開示はいたしません					予定なし	変更する	防災行政無線及びホームページ、登録制メール配信、エリアメール、広報車等による広報	
	守口	未定	0/0	0/0	0/0	0/0	予定なし	変更しない			
	門真	未定	22/23	体育館を想定	16/23	16/23	未定	変更しない	健康状態の聞き取り調査の実施、避難所内でも比較的落ち着いた場所の提供		
	四條畷	開示しない	四条畷市災害時要援護者支援制度実施要綱に基づく			13/15	12/15	15/15	未定	変更しない	
	大東	開示しない	個人情報保護の理由から			6/8	0/0	6/8	6/8	未定	検討中
	公園であるのでエレベーターはない										
中河内	東大阪	原則開示する	80	3	71/80	71/80	設置予定	変更する	防災マップ等で周知。変更される避難所も開設し他の避難所へ誘導。状況によっては変更せずそのまま避難所とすることもある。		
	八尾	開示しない	個人情報保護のため			39/44	2/44	44/44	44/44	予定なし	変更しない
	柏原	原則開示する	0/0	0/0	0/0	0/0	未定	変更する	事前にハザードマップを全戸配布し全世帯に周知		
泉北	和泉	未定	31/31	6/31	31/31	25/31	未定	変更しない			
	高石	未定	7/7	6/7	7/7	5/7	未定	変更しない			
	泉大津	開示しない	災害時以外は必要最小限の開示をするため			11/11	3/11	10/11	0/11	予定なし	変更する
	忠岡	未定	個人情報保護のため			6/7	2/7	6/7	6/7	設置予定14か所	変更する
泉南	岸和田	未定	個人情報との兼ね合い						未定	変更しない	今年度策定を予定している要援護者支援プラン、福祉避難所ガイドラインにおいても配慮措置を検討する。
	貝塚	未定	25	4	22	22	未定	検討中			
	熊取	原則開示する	8/8	0/2	8/8	8/8	予定なし	変更しない			
	泉佐野	原則開示する	21/28	9/28	14/28	14/28	予定なし	変更する	ハザードマップ等で周知、広報車・登録メールなど、平時から地域支援体制構築。災害時要援護者の状況把握と多くの住民との連絡確保		
	田尻	未定	5/5	2/5	4/5	4/5	設置予定1か所	検討中			
	泉南	未定	把握していない			0/34	19/34	19/34	未定	変更される	防災マップに掲載
	阪南	未定	0/0	0/0	0/0	0/0				一次避難地はあるが一次避難所はない	
	岬	未定	3/7	0/0	3/7	2/7	予定なし	検討中			
南河内	松原										
	羽曳野	必要な範囲で開示						未定	検討中		
	藤井寺	開示しない	個人情報保護のため			16/19	3/19	18/19	7/19	未定	変更しない
	太子	未定	10/13	6/13	7/13	0/13	未定	検討中			
	河南	原則開示する	16/33	0/0	6/33	6/33	未定	変更しない	専用トイレはないが手すり等は設置済み		
	千早赤阪	開示しない	個人情報保護条例による			6/22	1/1	1/22	1/22	未定	変更しない
	富田林	原則開示する	7/39	5/39	35/39	25/39	予定なし	検討中			
	大阪狭山	開示しない	個人情報について開示する範囲を限定し同意を得ているため			14/14	2/2	13/14	13/14	予定なし	変更しない
河内長野							未定	変更される	福祉ニーズの迅速な把握及び補装具や日常生活の交付、ホームヘルパーの派遣等の福祉ニーズの継続的な提供に努める。		

最終
2014.3.19

自治体名	福祉避難所									
	指定	指定施設	予定施設	指定箇所数と収容人数	耐震補強	運営M整備	開設時期	周知方法	誘導担当	
大阪市	している	民間福祉施設	民間福祉施設	身体63か所、高齢者133か所、その他1か所 収容人数は今後指定施設と協議	行わない	作成している	一次避難所開設以降	検討中	一次避難所担当者	
堺市	している	福祉施設以外の公的施設、民間福祉施設、府・市立支援学校、国際障害者交流センタービッグアイ	公設福祉施設、民間福祉施設	対象問わず3か所322人、障害者25か所2088人、高齢者45か所392人	整備中・計画あり73か所中72か所	作成中	一次避難所開設以降	HP	自分・家族で	
豊能	能勢	している	公設福祉施設	1ヶ所330人/保健福祉センター546.2㎡	完了			HP	一次避難所担当者	
	豊能	している	公設福祉施設(前年度の回答)	公設福祉施設	2か所200人	整備中	作成していない	一次避難所開設以降	HP、民生委員	一時避難所担当者
	池田	している	公設福祉施設	民間福祉施設	1か所100人	完了	作成中	避難勧告発表時	HP、広報誌	自分・家族で、支援者、自主防災組織
	箕面	している	公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	算定作業中	行わない	作成していない	一次避難所開設以降	HP	状況による
	豊中	している	公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	50か所530人	市有施設に関しては完了済みであるが、民間施設に関しては不明	社会福祉協議会が作成	一次避難所開設以降	HP、民生委員、防災啓発用冊子、民間広報誌等	自分・家族で、自主防災組織やボランティア団体
三島	茨木	している	公設福祉施設	民間福祉施設	8か所 状況により人数は変化	完了	作成していない	避難各国発表時、定めていない	HP	定めていない
	高槻	している	公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	現在把握できていない。今後協定締結施設との間で組織する連絡会の中で可能な限り把握に努めている。	行わない	作成していない	一次避難所開設以降	今後検討していく	自分・家族で移動、受け入れ施設職員も可能な限り協力。市職員についても検討中
	島本	している	公設福祉施設、民間福祉施設	民間福祉施設	3か所188人(各施設の定員合計)	行わない	作成していない	必要と認められたとき	検討中	消防職員
	吹田	している	公設福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	2か所676人	完了	作成予定・方法等について検討中	一次避難所開設以降	HP、広報誌	その他/検討中
	摂津	している	公設福祉施設、民間福祉施設	民間福祉施設	3か所	完了	作成していない	一次避難所開設以降	HP、広報誌、民生委員	一次避難所担当者
北河内	枚方	している	福祉施設以外の公設施設/枚方市総合福祉会館	民間福祉施設	1か所266人	完了	作成していない	一次避難所開設以降	HP、広報誌	自分・家族で
	交野	している	公設福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	1か所収容/人数調整中	完了	作成している	一次避難所開設以降	HP、広報誌	未定
	寝屋川	している	公設福祉施設、民間福祉施設		問わず25か所、障害12か所・うち知的1か所、高齢12か所、その他1か所		作成していない	避難勧告発表時、避難指示発令時	HP	リストを所持する団体による
	守口	していない								
	門真	今後予定		公設福祉施設、福祉施設以外の公設施設、民間福祉施設			作成していない			
	四條畷	している	公設福祉施設	民間福祉施設	1か所142人	整備中	作成していない	一次避難所開設以降	HP、民生委員、防災マップ全戸配布	自分・家族、避難支援者
	大東	していない								
中河内	東大阪	している	公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	38か所1146人	完了	作成している	一次避難所開設以降	周知しない	自分・家族で、支援者
	八尾	している	公設福祉施設	民間福祉施設	5か所4071人	完了	作成していない	一次避難所開設以降	HP、広報誌、民生委員	災害時要援護者班
	柏原	していない								
泉北	和泉	している	公設福祉施設、福祉避難所ではないが老人集会所を一時的な避難所として活用するための協定を結んでいる	公設福祉施設	2か所200人	完了	作成していない	一次避難所開設以降	HP、民生委員、防災ガイドマップ、エリアメール、SNS等	自分・家族で
	高石	している	公設福祉施設、福祉施設以外の公設施設		3か所802人	完了	作成していない			
	泉大津	している	福祉施設以外の民間施設		5か所	行わない	作成していない	一次避難所開設以降	HP	二次避難所配置担当者
	忠岡	している	民間福祉施設	民間福祉施設	14か所	行わない	作成していない	避難勧告発表時	HP、広報誌、民生委員	一次避難所担当者、自分・家族で
泉南	岸和田	今後予定		対象施設の抽出を検討中			作成中/26年3月			
	貝塚	している	公設福祉施設、民間福祉施設	民間福祉施設	7か所/福祉センター、民間社会福祉施設	民間施設の耐震化は指導はしていない	作成していない	避難勧告発表時、民間施設は必要に応じて	HP、広報誌	状況により異なる
	熊取	している	公設福祉施設	民間福祉施設	1か所590人	完了	作成していない	一次避難所開設以降	HP、防災マップ	都度検討
	泉佐野	している	公設福祉施設	民間福祉施設	1か所253人	未定	作成していない	一次避難所開設以降	HP、広報誌	二次避難所配置担当者、福祉施設管理者
	田尻	している	民間福祉施設	民間福祉施設	1か所		作成していない	未定	HP、広報誌、民生委員	自分・家族で
	泉南	今後予定		公設福祉施設、民間福祉施設			作成していない	一次避難所開設以降	HP、広報誌、民生委員	その他・未定
	阪南	している	公設福祉施設	民間福祉施設	1か所150人	未定	次期防災計画見直し時	災害対策本部長の指示	HP	市職員
	岬	している	公設福祉施設	公設福祉施設	2か所2635人	未定	作成していない	避難指示発表時	HP、広報誌	自分・家族で
南河内	松原	している			11か所2520人					
	羽曳野	している	福祉施設以外の公設施設		3か所	完了	作成していない	必要など時	HP、広報誌	状況に応じて
	藤井寺	している	公設福祉施設、福祉施設以外の公設施設	予定なし	2か所630人	整備中1か所/2か所	一次避難所含運営マニュアルに併記	一次避難所開設以降	HP、広報誌	状況に応じて
	太子	している	公設福祉施設	民間福祉施設	1か所 定員の定めなし 1034㎡	完了	作成していない	一時避難所開設以降	HP、防災ガイドブック	一次避難所配置担当者
	河南	している	福祉施設以外の公設施設、民間福祉施設	民間福祉施設	5か所 人数等詳細については取り決めていない	完了	作成していない	避難勧告発表時	HP、広報誌、民生委員	二次避難所配置担当者、自分・家族で移動
	千早赤阪	している	保健センター		1か所120人	完了	ない	一次避難所開設以降	HP、広報誌、民生委員	決まっていない
	富田林	している	公設福祉施設	公設福祉施設	1か所	完了	作成していない	一時避難所開設以降	HP、他調整中	未定
	大阪狭山	している	公設福祉施設	民間福祉施設	2か所 人数未定	1か所/2か所	作成していない	一次避難所開設以降	HP、自主防災組織	自分・家族、状況に応じて介護事業者
河内長野	している	民間福祉施設		20か所1239人	行わない	作成していない	避難勧告発表時	広報誌	一次避難所担当者	

最終
2014.3.19

自治体名	福祉避難所		その他自由記述	
	運営責任者	相互連携		
大阪市	通常時施設管理者	整備中	地域と福祉避難所の連携した訓練	
堺市	通常時の施設管理者	できている		
豊能	能勢	通常時施設管理者	整備中	
	豊能	通常時施設管理者	整備中	
	池田	特別に配置された行政職員		出前講座、市ホームページ、市広報誌等で周知
	箕面	特に規定なし	できていない	安否確認者制度、要継続支援者制度により要支援者の取り組みについて制度検討している。
	豊中	社会福祉協議会の職員等	できていない	
三島	茨木	通常時管理責任者	できていない	
	高槻	通常時の施設管理者	整備中	
	島本	特別に配置された行政職員	できていない	
	吹田	検討中	できていない	
	摂津	通常時管理責任者	できていない	
北河内	枚方	特別に配置された行政職員	福祉避難所と災害対策本部で連携	
	交野	通常時の施設管理者	整備中	障害のある人のための防災手帳、「災害時あなたの力で助けてください」という冊子を作成し、災害時に備えて携帯するようすすめている
	寝屋川	特定していない	整備中	
	守口			
	門真			
	四條畷	福祉担当課	できていない	
	大東			
中河内	東大阪	通常時管理責任者	整備中	聴覚障害者等の耳が不自由な方に災害時の避難情報等をFAXで知らせる事業を実施。すべての一次避難所に車いすを2台ずつと要支援者を種類ごとに識別するタグを備蓄している。
	八尾	特別配置行政職員	できていない	
	柏原			
泉北	和泉	通常時管理責任者	できていない	広範囲の住民に対して有効な情報伝達を行うという観点から、緊急連絡メールの配信を行ったり、メールマガジン（H25年10月28日運用）の整備を進めたりしている。また、同様の観点から防災行政無線（同報系）の整備に向けてプロポーザル方式による業者選定を行っている最中である。これらは障害者等要支援者の防災対策という観点でも有効な情報伝達手段であると考えている。
	高石		できていない	
	泉大津	通常時管理責任者	できている	
	忠岡	未定	できていない	
泉南	岸和田			災害対策基本法の改正や国が示すガイドラインに適合した災害時要支援者支援プラン、福祉避難所ガイドラインを今年度中に策定を予定している。要支援者名簿についても平時に活用できるよう、同意を得るよう修正を予定している。
	貝塚			
	熊取	行政職員	必要なし	
	泉佐野	通常時管理責任者	その他／1か所のみ	災害対策基本法の改正に合わせて、本計画の修正を予定している。
	田尻	通常時管理責任者	整備中	
	泉南	その他・未定	整備できていない	
	阪南	特別配置行政職員	できていない	
	岬	通常時管理責任者	整備中	
南河内	松原			
	羽曳野	通常時管理責任者、特別配置行政職員	整備中	
	藤井寺	特別配置行政職員	できている	
	太子	通常時の施設管理者	必要なし	
	河南	避難所運営委員会	検討中	
	千早赤阪	通常時の施設管理者	できていない	
	富田林	通常時の施設管理者	できていない	
	大阪狭山	通常時の施設管理者、ボランティア	できている	
	河内長野	通常時の施設管理者	できていない	

2013年度大阪府下市町村障害者と防災に関する自治体アンケート

2013年9月1日現在の状況をご記入ください。 MA項目は該当箇所すべてにマル印を入れてください。

自治体名	担当部署	
	電話番号	

1. 災害時要援護者に関する防災マニュアル等についておたずねします。

(1) 貴自治体として、災害時要援護者に関する防災マニュアルは作成されていますか。

- ①作成済み、②作成中・完成(年 月頃)、③予定なし、④その他()
 ※作成されている場合のマニュアル名称()

★災害時要援護者防災マニュアルとは、要援護者に特化した下記のようなマニュアルをさします。
 ・災害時要援護者が、自ら発災に備えるとともに、発災時の行動の指針となるマニュアル
 ・災害時要援護者の支援者が発災時の救援活動等に役立てるためのマニュアル
 ★地域防災計画や、安否確認実施マニュアル等、災害時要援護者に特化しない一般的な計画による場合は、「④その他」を選択し、当該マニュアルや計画の名称を記載してください。

<以下、(2)～(5)は(1)で①または②と回答された自治体のみお答えください。>

(2) 当該マニュアルが対象としている方は、どのような方ですか。〈新規項目〉(MA)

- ①高齢者、②障害者、③障害児、④難病患者、⑤妊産婦、⑥外国人、⑦乳幼児
 ⑧その他()

(3) 災害時要援護者防災マニュアルで想定している災害はどのようなものですか。(MA)

- ①地震、②津波、③風水害、④土砂災害、⑤火災、⑥特段の想定はしていない、
 ⑦その他()

(4) 災害時要援護者防災マニュアルの周知方法について教えてください。(MA)

- ①ホームページ、②広報誌、③民生委員・自治会役員を通して、④直接郵送、⑤周知しない、
 ⑦区長会・地元説明会、⑥その他()

(5) 災害時要援護者防災マニュアルは誰が作成しましたか、または作成する予定ですか。(MA)

- ①防災担当のみで作成、②福祉担当のみで作成、③庁内部課が連携して作成、
 ④社協等の民間機関も含めて作成、⑤障害者団体等当事者組織の参加を得て作成
 ⑤その他()

(6) 災害時要援護者への災害情報の伝達・広報についてどのような方法をお考えですか。(MA)

- ①エリアメール、②ホームページ、③広報車、④行政無線、⑤地元FM放送、⑥一斉送信FAX、
 ⑦個別FAX、⑧電話、⑨有線放送、⑩訪問、⑪自主防災組織、⑫自治会、⑬民生委員、
 ⑭その他()

(7) 災害時要援護者からの災害情報や避難先等の問い合わせ窓口はどこですか。

問合せ先	電話番号	
	ファックス番号	

2. 避難訓練についておたずねします。

(1) 避難訓練の実施単位と実施頻度についてご記入ください。

実施単位	実施頻度	その他実施に際しての特記事項をご記入ください
町会	年()回程度	
連合町会	年()回程度	
小学校区	年()回程度	
中学校区	年()回程度	
市町村全域	年()回程度	
他	年()回程度	
	年()回程度	

(2) 避難訓練実施に際して想定している災害(MA)

①地震, ②津波, ③風水害, ④土砂災害, ⑤火災, ⑥特段の想定はしていない, その他()

(3) 避難訓練への災害時要援護者の参加状況

①参加している, ②参加していない, ③わからない, ④その他()

(4) 災害時要援護者が避難訓練に参加するための課題等についてお考えのことや、すでに実施している配慮措置や工夫等があればご記入ください。

3. 災害時要援護者名簿についておたずねします。

(1) 災害時要援護者名簿は作成していますか。

①作成済み, ②作成中・完成(年 月頃), ③作成する方向で検討中, ④予定なし
⑤その他()

作成予定なしの場合その理由:

★災害時要援護者名簿とは、改正災害対策基本法(平成25年6月21日公布)第49条で規定する「避難行動要支援者名簿」をさし、その対象は、「要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者をいう)のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難を図るため特に支援を要する者」をさします。

- (2) 災害時要援護者名簿の作成方法、または作成予定予定方法は何ですか。〈新規項目〉
 ①手上げ方式, ②同意方式, ③関係機関共有方式, ④その他()

★災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月)が示す各々の定義は以下の通りです。
 ①手上げ方式／登録に係る広報周知の後に自ら名簿登載を希望した者の情報を収集する方式
 ②同意方式／関係部局・機関等が直接要援護者本人に働きかけ必要な情報を収集する方式
 ③関係機関共有方式／要援護者の同意を得ず要援護者等の情報を関係機関が共有する方式

- (3) 手上げ方式、同意方式の場合の、当該名簿の更新頻度についてお答えください。〈新規項目〉
 ①()年ごとに更新, ②更新頻度は決まっていない, ③更新しない
 ④その他()

- (4) 災害時要援護者名簿の対象となる障害者・児の範囲と対象者数 (MA)

	対象者の範囲(あてはまるものにマル印をつけてください)
身体障害者	身体障害者手帳 1, 2, 3, 4, 5, 6, その他()
知的障害者	療育手帳 A, B1, B2, その他()
精神障害者	精神保健福祉手帳 1, 2, 3, その他()
障害児	身体障害児, 知的障害児, 発達障害児, その他()
難病患者	特定疾患治療研究事業対象疾患(56種類)
	上記以外の疾患 ()
高齢者	介護保険 : 要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5 その他()
	介護保険未利用者 : ()歳以上 ()の世帯
その他	

- (5) 2013年9月1日現在における、災害時要援護者名簿の整備状況

身体障害者	人分	精神障害者	人分	難病患者	人分
知的障害者	人分	障害児	人分	高齢者	人分
その他・備考					
種別ごとの把握は行わず総数で把握					人分

- (6) 通常時に要援護者名簿は誰が管理・保管していますか。(MA)
 ①防災担当部, ②福祉担当部, ③消防署, ④保健所, ⑤他の行政機関()
 ⑥自治会長等地域のリーダー, ⑦民生委員, ⑧校区福祉委員会,
 ⑨定められた支援者, ⑩その他の者(), ⑪未定

- (7) 発災時に要援護者名簿は誰が活用しますか。(MA)
 ①防災担当部, ②福祉担当部, ③消防署, ④保健所, ⑤他の行政機関()
 ⑥自治会長等地域のリーダー, ⑦民生委員, ⑧校区福祉委員会,
 ⑨定められた支援者, ⑩その他の者(), ⑪未定

- (8) 上記以外に必要なに応じて要援護者名簿は開示しますか。

①原則開示する ， ②開示しない ， ③未定 ， ④その他()

(6) 開示しない場合の理由は何ですか

4. 避難所についておたずねします。

(1) 避難所(収容避難所)のバリアフリー化等整備状況

整備事項	整備済か所数	未整備か所数	特記事項
道路⇄玄関⇄フロア等の段差解消	か所	か所	
エレベーター設置	か所	か所	
障害者用トイレの設置	か所	か所	
障害者用洗面所の設置	か所	か所	

★上記、収容避難所を以後の設問では一次避難所と称します。避難所の分類は下記の通りです。

- ①広域避難所／大規模避難を要する際の十分な条件を有する公園や学校などの地域。
- ②一時避難所／一時的に避難できる広場、公園、空地。
- ③収容避難所／継続して救助を必要とする市民に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する。

(2) 一次避難所に要援護者に対応するための「福祉避難室」等の設置は予定されていますか。

①予定していない ， ②予定している・整備予定か所数()か所 ， ③未定

★福祉避難室とは、災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月)が示す要援護者に配慮したスペースの提供のことをさします。

(3) 津波、土砂災害等、災害状況に応じて一次避難所の指定場所が変更される地域はありますか。

①変更される ， ②変更しない ， ③検討中 ， ④その他()

(4) 変更される場合の事前周知・発災時の誘導體制はどうされますか。

(5) その他一次避難所における要援護者への配慮措置についてご記入ください。

--

5. 福祉避難所(要援護者対象の二次避難所)についておたずねします。

(1) 福祉避難所を指定していますか。

①指定していない , ②指定している , ③今後指定の予定 , ④その他()

(2) 現在福祉避難所として指定している施設(協定締結施設等)はどのような施設ですか。(MA)

①公設福祉施設 , ②福祉施設以外の公設施設(公民館、地域利用施設等)
③民間福祉施設 , ④福祉施設以外の民間施設(旅館等) , その他()

(3) 福祉避難所として指定を予定している施設(協定締結施設等)はどのような施設ですか。(MA)

①公設福祉施設 , ②福祉施設以外の公設施設(公民館、地域利用施設等)
③民間福祉施設 , ④福祉施設以外の民間施設(旅館等) , その他()

(4) 2013年9月1日現在における福祉避難所の指定箇所数と収容人数

対象者		か所数	収容人数	特記事項
対象問わず		か所	人	
対象を指定	障害者	か所	人	
	身体障害者	か所	人	
	知的障害者	か所	人	
	精神障害者	か所	人	
	障害児	か所	人	
	難病患者	か所	人	
	高齢者	か所	人	
	妊産婦	か所	人	
	その他	か所	人	

(5) 福祉避難所の耐震補強は完了していますか。

①完了している, ②整備中または整備の計画あり ()か所中()か所完了
③行政として特段の整備は行わない, ④その他()

(6) 福祉避難所の運営マニュアルは整備していますか。

①作成している, ②作成していない, ③作成中・予定・()年()月頃, ④その他()

(7) 福祉避難所の開設時期はいつですか。

①避難勧告発表時, ②避難指示発表時, ③一次避難所開設以降, ④その他()

(8) 要援護者への福祉避難所の周知はどのように行いますか。

①ホームページ, ②広報誌, ③民生委員・自治会役員を通して, ④直接郵送, ⑤周知しない,
⑥その他()

(9) 原則として福祉避難所への誘導は誰が行いますか。

①一次避難所配置担当者 ， ②二次避難所配置担当者 ， ③自分・家族で移動
④その他()

(10) 福祉避難所の運営責任者は決まっていますか。

①通常時の施設管理者 ， ②特別に配置された行政職員 ， ③地域自治会の役員
④民生委員 ， ⑤ボランティア ， ⑥その他()

(11) 福祉避難所相互の連携・調整等の体制は整備できていますか。

①整備できている, ②整備中, ③整備できていない, ④整備の必要なし, ⑤その他()

6. 障害者等要援護者の防災対策に関する上記以外の貴自治体の取り組みご記入ください。